

連絡先

国際園芸博覧会推進課 西堀

電話 045-671-4627

設 計 書

- 1 委 託 名 令和5年度 国際園芸博覧会に関する横断幕等の管理等委託
- 2 履 行 場 所 横浜市内
- 3 履 行 期 間 契約締結の日から令和6年3月31日まで
- 4 契 約 区 分 確定契約
- 5 その他特記事項 特に無し
- 6 支 払 い 方 法 (1) 前払い金 なし
(2) 部分払い なし
- 7 委 託 概 要
- | | |
|--------------------------------------|------------|
| <u>(1) 掲出幕類の点検対応</u> | <u>1 式</u> |
| <u>(2) 掲出幕類の張替対応</u> | <u>1 式</u> |
| <u>(3) 一時撤去等(一時撤去、保管、再設置)、緊急時の対応</u> | <u>1 式</u> |
| <u>(4) 対応報告</u> | <u>1 式</u> |
| <u>(5) 諸経費</u> | <u>1 式</u> |

横 浜 市 都 市 整 備 局

委託代金額 ￥ .-

内 訳 業務価格 ￥ .-

消費税及び地方消費税相当額 ￥ .-

費目	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
(1)	掲出幕類の点検対応	1	式			
(2)	掲出幕類の張替対応	1	〃			
(3)	一時撤去等（一時撤去、保管、再設置）、緊急時の対応	1	〃			
(4)	対応報告	1	〃			
(5)	諸経費	1	〃			
合計						
業務価格						合計額を万円止め
消費税及び地方消費税相当額						10%
業務委託料						

横浜市都市整備局

令和5年度 国際園芸博覧会に関する横断幕等の管理等委託 仕様書

1 目的

2027年の横浜における国際園芸博覧会の開催に向けた広報PR・機運醸成を目的として、国際園芸博覧会に関する横断幕・懸垂幕（以下「幕類」という。）の管理、張替、緊急時対応等を行う。

2 履行場所

横浜市内

3 業務内容

令和4年度以前に掲出等した幕類について、次の(1)～(5)の業務を行う。

(1) 掲出幕類の点検対応

ア 掲出状況を把握するために、全箇所（別紙「掲出状況一覧」参照）を点検し、必要に応じてメンテナンス等を行う。初回点検を含め、年度間に最低2回の掲出状況の点検を行い、委託者に報告する。

なお、点検日時や順番は委託者と協議の上、決定する。

イ 高速道路上に掲出中の2か所（水押橋、堀合橋）については、毎月、所管の警察署に道路許可申請を実施し、許可をもらうこと。

(2) 掲出幕類の張替対応

別紙「掲出状況一覧」の20か所の幕類について、新規に作成された幕類に張替対応を行う。掲出に際しては、掲出場所の確認、施設管理者等への調整及び申請等、掲出にあたり必要な対応を委託者の指示に基づき行うこと。

また、掲出予定場所への設置が困難な場合は、代替設置場所を提案するなど、適宜、委託者と協議の上、業務の遂行に努めること。

なお、当該幕類は、契約締結後、委託者から受託者へ提供する。古い幕類は委託者にて処分を行うため、委託者の指示する指定場所に持ち込むこと。

(3) 一時撤去等の対応（一時撤去、保管、再設置）

設置場所において、他団体の幕類設置等に伴い幕類の一時撤去・移設が必要となった場合は、既存幕類の劣化・破損状況を確認・報告の上、委託者の指示に基づき、幕類の一時撤去・移設、保管、再設置を行う。

また、1か所・1枚の撤去又は再設置作業を1回とした場合、最高5回程度の現地対応を行う想定であり、これを超える場合の費用負担は、別途、委託者と協議の上決定す

ることとする。

なお、幕類が劣化・破損等により使用に耐えない場合は、委託者の指示のもと、当該幕類の処分等を行う。

※ 幕類の再製作や修繕に要する費用は、本委託に含まない。

※ 最高5回程度の回数には、(2)における張替対応の回数は含まない。

(4) 緊急時の対応

荒天時等には、(3)の範囲内で委託者の求めに応じて緊急対応を行う。受託者は、緊急対応を行うため、委託者の指示により24時間対応できる体制を構築し、緊急連絡先等を事前に委託者へ提出すること。

(5) 対応報告

(1)～(4)の対応を行った場合は、対応内容や張替実施状況がわかる写真等を報告書としてとりまとめ、実施後、原則2週間以内に委託へ報告書を提出する。

4 掲出場所・数量

掲出等した幕類の詳細は、別紙「掲出状況一覧」を参照すること。

5 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

6 その他


- ・業務に際して、委託者及び施設管理者（掲出場所の担当者を含む）等と適宜、連絡・調整し、スケジュール等計画的な遂行を行うこと。
また、業務の履行に際し、施設管理者等への申請や許可等が必要な場合は、その手続きや必要書類等の作成について、適宜、委託者と協力し、業務の遂行に努めることとする。
- ・受託者は委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者と連絡調整を行うこと。
- ・委託者からの提供物があった場合に、受託者がこれを紛失又は破損した場合は、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。
- ・他の車両や通行人の妨げにならないよう安全に十分配慮して作業を行うこと。
- ・本仕様書に定められていない事項や業務内容に疑義が生じた場合及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者に連絡の上、指示または承認を受けること。
- ・本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、横浜市の委託契約約款を遵守すること。

別紙 掲出状況一覧


※本資料は、掲出場所や幕類の形状等を参考にお示しするものです。
契約締結時点で、設置状況等が変更になっている場合があります。

01 磯子区役所			
設置場所	区役所屋上の柵		
仕様	横断幕、ターポリン、防炎加工	サイズ	W4,500×H900
			
02 港南区役所			
設置場所	区役所駐車場入口の手前		
仕様	懸垂幕、メッシュターポリン、防炎加工	サイズ	W950×H6,800
			

03 栄区役所

設置場所	区役所2Fベランダ		
仕様	横断幕、ターボリン、防炎加工	サイズ	W8,000×H1,000
			

04 金沢区役所

設置場所	消防署の上部		
仕様	懸垂幕、ターボリン、防炎加工	サイズ	W1,000×H9,000
			

05 鶴見区役所

設置場所	区役所正面入口のガラス扉		
仕様	再剥離シート、片面	サイズ	W650×H2,300
			

06 港北区役所

設置場所	区役所と港北公会堂間の自由通路（区役所の壁）		
仕様	横断幕、ターボリン、防炎加工	サイズ	W4,000×H1,000
			

07 緑区役所			
設置場所	区役所入口前の自由通路		
仕様	横断幕、ターポン、防炎加工、両面印刷	サイズ	W4,700×H700

08 神奈川区役所			
設置場所	消防署の上部		
仕様	懸垂幕、ターポン、防炎加工	サイズ	W800×H12,400

09 保土ヶ谷区役所			
設置場所	駐車場の入口（区役所本館と別館の間）		
仕様	横断幕、ターポン、防炎加工	サイズ	W4,500×H900

10 西区役所			
設置場所	区役所正面入口		
仕様	横断幕、ターポン、防炎加工、両面印刷	サイズ	W4,250×H720

11 南区役所			
設置場所	消防署正面の右側壁面		
仕様	懸垂幕、ターボリン、防炎加工	サイズ	W700×H6,400

12 旭区役所			
設置場所	区役所屋上の欄		
仕様	横断幕、ターボリン、スリット加工	サイズ	W4,500×H900


13 瀬谷区役所／横断幕			
設置場所	区役所2F入口付近の欄（ニツ橋公園側）		
仕様	横断幕、ターボリン、スリット加工	サイズ	W6,300×H700

14 瀬谷区役所／懸垂幕			
設置場所	区役所正面入口		
仕様	懸垂幕、メッシュターボリン	サイズ	W850×H7,000

15 瀬谷駅南北自由通路			
設置場所	改札口正面のガラス窓上		
仕様	横断幕、ターボリン、防炎加工	サイズ	W4,500×H900
			

16 泉区役所			
設置場所	区役所内4F手すり		
仕様	横断幕、ターボリン、防炎加工	サイズ	W4,500×H900
			

17 青葉区役所			
設置場所	区役所内		
仕様	横断幕、ターボリン、防炎加工	サイズ	W4,000×H900
			

18 都筑区役所			
設置場所	区役所周辺		
仕様	横断幕、ターボリン、防炎加工	サイズ	W8,000×H1,000
			

19 水押橋			
設置場所	東名高速道路 高架橋（瀬谷区五貫目町付近）		
仕様	横断幕、ターボリン、防炎加工	サイズ	W12,500×H800
			
20 堀合橋			
設置場所	東名高速道路 高架橋（瀬谷区五貫目町付近）		
仕様	横断幕、ターボリン、防炎加工	サイズ	W11,700×H800
<p>【横断幕イメージ】</p> 			